#### 契約に係る特約事項

（１）この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年日向市条例第38号）第2条の規定による契約であり、市は、契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア　本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ　本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る市の歳出予算が減額又は削除された場合